

第 9 1 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

令和 4 年 1 1 月 2 8 日 (月)

午前 1 0 : 0 0 ~

宇 都 宮 市 役 所 1 4 A 会 議 室

出席委員

1号委員

藤原 紀沙委員, 武井 貴志委員,
市川 舞 委員, 長田 哲平委員,
金柿 説生委員, 山中 昌幸委員 (6名)

2号委員

菅原 一浩委員, 内藤 良弘委員,
村田 雅彦委員, 今井 恭男委員 (4名)

3号委員

阿部 恒久委員, 青木 淳 委員,
沼野 孝雄委員(代理) (3名)

(計13名)

欠席委員

尾畑 慧委員, 駒場 久 委員 (2名)

幹事

青柳 高行幹事(都市整備部長)
高橋 裕司幹事(都市整備部次長)
武田 勝行幹事(環境政策課長)
齋藤 潤 幹事(農業企画課長)
川上 治美幹事(技術監理課長)
金田 昌幸幹事(都市計画課長) (6名)

臨時幹事

小澤 正文臨時幹事(下水道管理課長) (1名)

事務局

大根田 厚史書記, 安田 敬弘書記 (2名)

大根田書記

それでは定刻となりましたので、審議会を始めさせていただきます。

進行を務めさせていただきます、都市計画課の大根田でございます。

本日の審議会でございますが、新型コロナウイルスの感染予防策として、会場の換気を行うほか、会議時間の短縮に努めたいと考えております。また、大変恐れ入りますが、ご発言の際には、マスクを着用いただきますよう、お願いいたします。

(机上配布)

大根田書記

まず、はじめに、本日机上配布させていただきました、資料についてご説明させていただきます。

- ・ 宇都宮市都市計画審議会委員名簿でございます。

(委員委嘱)

大根田書記

はじめに、会議に先立ちまして、都市計画審議会委員の改選により、新たに就任された委員がいらっしゃいますので、恐縮ではございますが、私からご紹介させていただきます。

お手元の「宇都宮市都市計画審議会委員名簿」をご覧ください。

お名前を紹介しましたら、ご起立いただきます様、お願いいたします。

このたび、新たに第2号委員として、宇都宮市議会より菅原一浩委員です。内藤良弘委員です。村田雅彦委員です。

なお、本来であれば、ここで市長より委嘱状を交付させていただくところでございますが、公務の都合上、大変恐れ入りますが、あらかじめお手元に配布させていただいております。どうぞご容赦をいただきたいと思います。

(臨時幹事紹介)大根田書記

続きまして、本日の審議にあたりまして、臨時幹事が出席しておりますので紹介いたします。

下水道管理課長

下水道管理課長の小澤です。

1. 開会
大根田書記

それでは、只今から「第91回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。

ここからの進行は、長田会長にお願いしたいと思います。
よろしくお願ひいたします。

2. 挨拶

長田議長

それでは、只今より、
第91回宇都宮市都市計画審議会を開催いたします。本日も
慎重な審議をよろしくお願ひいたします。

(会議の成立)

長田議長

それでは、はじめに、本日の会議の成立について、事務局
より報告をお願いします。

安田書記

はい、議長

本日の会議でございますが、現在出席委員は13名ござ
います。これは、当審議会条例第6条でございます「審議会
は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますの
で、会議の成立を報告いたします。

(会議の公開)

長田議長

続きまして、本日の会議の公開についてですが、本日の議
案は、個人情報及び意思形成過程に関する情報を扱う案件で
はないため、「公開」としてよろしいでしょうか。

各委員

《異議なし》

(傍聴者確認)

長田議長

ありがとうございます。続きまして、本日の傍聴者につい
て、事務局より報告をお願いします。

安田書記

はい、議長

本日の会議につきましては、傍聴定員10名のところ、現
在、記者の方が2名でございます。

審議の公開に際し、傍聴者の方へ申し上げます。お手元の
「傍聴要領」に記載してあることをよくお読みになって、審
議の進行にご協力ください。

また、記者の方へ申し上げます。写真やビデオ撮影につ
きましては、議事に入る前まででお願いします。

3. 会長職務代理者の指名
長田議長

それでは、会議次第に従い議事を進めてまいります。
まず、次第の「3. 会長職務代理者の指名」についてでございますが、2号委員の任期満了に伴い、篠崎委員が当審議会を辞職され、会長職務代理者が不在となっております。

そのようなことから、当審議会条例第5条に「委員のうちから、会長があらかじめ指名する」旨、定められておりますので、まことに僭越ながら、私から指名させていただきます。

本審議会は、本市の特徴を反映しながら適正で迅速な調査審議を行っていく必要があると考えます。

つきましては、市政全般に高い見識をお持ちでいらっしゃる、内藤良弘委員に職務代理者をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)
長田議長

続きまして、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、金柿説生委員と山中昌幸委員のお二人を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

4. 議事
長田議長

それでは、議案に移らせていただきます。

本日は議案が3件ございます。

議案につきましては、令和4年11月8日付、宮都第261号、263号及び265号にて市長から諮問があったものでございます。

それでは、議案第1号「宇都宮都市計画生産緑地地区の決定」について、事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課長

はい、議長

それでは、議案第1号「宇都宮都市計画生産緑地地区の決定」につきまして、ご説明いたします。

表紙をおめくり頂き、1ページをご覧ください。こちらは、今回決定を行う宇都宮都市計画生産緑地地区の計画書であります。

土地所有者からの申出に基づき、本市にとって初めてとなる生産緑地地区を都市計画決定するものです。詳細につきましては、後程「説明資料」にてご説明いたします。

次に、2ページにつきましては、生産緑地地区を決定する位置を示した総括図、3ページから6ページは計画図であります。詳細につきましては、「説明資料」にてご説明いたします。

それでは、右上に「説明資料1」と記載のありますA3カラーの資料をご覧ください。

まず、1の「生産緑地地区を都市計画決定する背景」であります。市街化区域内の農地、以下、「都市農地」といたしますが、それらを取り巻く環境につきましては、これまで、人口増加や社会経済の発展を見据え「宅地化すべきもの」とされてきましたが、国の都市農業振興基本計画等におきまして、「都市にあるべきもの」へ転換されました。

本市におきましては、今後、人口が減少する中、着実にNCC形成を推進するため、立地適正化計画における居住誘導区域内におきましては、居住を誘導し良好な居住環境の維持に向け、生活の質の向上を図るとともに、居住誘導区域外におきましては、地域特性に応じながら、都市農地を保全することで、ゆとりある良好な居住環境の形成を図る必要があります。

次に、2の「生産緑地地区を都市計画決定する目的」であります。右側のグラフにあります通り、本市の都市農地は毎年減少が続いておりますことから、緑豊かな都市環境の形成や都市における貴重な緑空間の保全等に向け、NCCのまちづくりと連携しながら、居住誘導区域外の都市農地が有する環境保全や防災など多様な機能を、早期かつ確実に発揮させるため、「生産緑地地区」を都市計画に定めるものであります。

なお、「生産緑地地区」の決定につきましては、土地所有者からの申出に基づき、面積要件や接道要件などの、本市の指定要件等と照合して適当と判断される場合に「生産緑地地区」に指定する都市計画決定の手続きを行うものであります。

次に、3の「上位計画の位置付け」であります。平成31年3月に策定いたしました、「第3次宇都宮市都市計画マスタープラン」におきましては、緑豊かな都市環境の形成や都市における貴重な緑空間の保全・創出等のため、NCCな

どのまちづくりと連携しながら、都市農地の保全・活用に向けた仕組み等の検討を位置付けております。

また、「第2次食料・農業・農村基本計画後期計画」におきましては、NCCの実現に向けた都市計画と連携を図りながら、都市農業の継続と都市農地の有する機能の発揮に取り組むため、都市農業振興を位置付けております。

次に、4の「生産緑地地区の決定」であります。記載のありますとおり、築瀬町に約0.12ha、山本1丁目に約0.15ha、山本2丁目に約0.26ha、宝木本町に約0.61ha、合計4か所約1.14haの土地を「生産緑地地区」として都市計画決定するものであります。

区域につきましては、裏面をご覧ください。左側がそれぞれの位置を示しております総括図、右側が、4か所の計画図であり、名称、位置、面積は記載のとおりであります。

表面にお戻りください。

最後に、5「スケジュール」であります。都市計画の手続きの経過といたしまして、決定する都市計画の素案を作成し、「都市計画素案の縦覧」のお知らせを、広報うつのみや8月号に掲載し、令和4年8月22日から9月5日まで縦覧を実施したところ、縦覧者、意見申出書の提出はありませんでした。

また、公述希望が無かったため、公聴会は開催していません。

その後、都市計画法第17条に基づく「都市計画案の縦覧」について「広報うつのみや10月号」に掲載し、10月24日から2週間実施いたしましたところ、縦覧者が1名おりましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で、議案第1号「宇都宮都市計画生産緑地地区の決定」の説明を終わります。

ご審議のほど よろしくお願いいたします。

長田議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

山中委員

都市農地が持つ多様な機能は非常に重要であり、本案件に

ついでに異議はありませんが、都市農地は400haと多く残っているなかで、今回定める4件の他に、相談件数はどのくらいあるのか、また、今後の指定の見込みはどのくらい想定しているのか教えてください。

事務局

まず、生産緑地の相談については、JAうつのみやにも協力をいただきながら、農家の方々から幅広く相談を受け付けていただいているところであり、併せて、市としては、市内5カ所の地区市民センターにおいて、出前講座により農家の方へ制度の周知を行い、多くの生産緑地が指定できるように取り組んできたところでもあります。

その中で、本課への本日の都市計画決定案件以外の相談件数については、接道要件を満たさない農地であった案件や家族と相談した結果今回は見送った案件など、2、3件程度であります。

今後の指定の見込みについては、過年度に行った都市農地所有者等へのアンケート調査の結果、約2割の方が生産緑地制度に興味を示した結果となっております。

以上のことから、400haの都市農地の内、指定要件で定める運用区域の居住誘導区域外に存する農地面積は約半数の200haとなるため、面積換算で約40ha程度の申出になるのではないかと期待はしていましたが、生産緑地地区は30年間の営農義務が生じるなどの理由から、想定よりも申出が少なく、初年度は1.14haの指定面積となっております。

長田議長

他にございますか。無いようであればお諮りいたします。議案第1号について、「原案どおり異存なし」とすることでご異議ございませんか。

各委員

《異議なし》

長田議長

それでは、議案第1号について、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

次に、議案第2号に移りたいと思いますが、審議の進め方

について、議案第2号及び議案第3号につきましては、相互に関係する案件でありますことから、一括してご説明・ご審議をいただいたのち、最後に答申を行いたいと考えますがよろしいでしょうか。

各委員

《異議なし》

長田議長

それでは、議案第2号「宇都宮都市計画と畜場の変更」及び、議案第3号「宇都宮都市計画下水道の変更」について、事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課長

はい、議長

それでは、議案第2号「宇都宮都市計画と畜場の変更」及び、議案第3号「宇都宮都市計画下水道の変更」につきまして、一括してご説明いたします。

まず、議案第2号「宇都宮都市計画と畜場の変更」についてであります。表紙をおめくり頂き、1ページをご覧下さい。

こちらは、今回、変更を行う「宇都宮都市計画と畜場」廃止の理由書であります。詳細につきましては、「説明資料」にてご説明いたします。

次に、2ページにつきましては、新旧対照表であります。

3ページにつきましては、と畜場の位置を示しております。総括図であります。詳細につきましては、「説明資料」にてご説明いたします。

続きまして、議案第3号「宇都宮都市計画下水道の変更」についてであります。表紙をおめくり頂き、1ページをご覧下さい。

こちらは、今回、変更を行う「宇都宮都市計画下水道」の計画書であります。

変更点であります。2ページの新旧対照表をご覧ください。宇都宮都市計画に定めます「宇都宮市公共下水道」の3下水管渠の「南部幹線」及び「駅東幹線」の延長の変更、また、4その他の施設にあります。川田水再生センターの「面積」を変更するものです。

詳細につきましては、のちほど「説明資料」にてご説明いたします。

次に、3ページにつきましては、変更理由書であります。こちらの詳細につきましても、「説明資料」にてご説明いたします。

4ページ、5ページは、雨水と汚水の排水区域を示した総括図、6ページ、7ページは計画図、8ページ、9ページは、新旧対照図であります。詳細につきましては、「説明資料」にてご説明いたします。

それでは、右上に「説明資料2」と記載のあるA3カラーの資料をご覧ください。

はじめに、「と畜場の変更について」であります。まず、1の「位置と現状」であります。と畜場として都市計画に定めております、宇都宮市総合食肉流通センターは、JR宇都宮駅から南に約4kmに位置し、昭和51年7月に約4.5haの「と畜場」として市街化調整区域に都市計画決定いたしました。

この「と畜場」は、県内で唯一、食肉市場と部分肉処理施設を併設し、豚のと畜解体を主力として役割を果たしてまいりましたが、老朽化が進み、と畜処理能力の低下や衛生対策の課題などから、平成25年3月に策定された「栃木県食肉流通合理化計画」に基づき、県内にありました「那須地区広域行政組合食肉センター」と「両毛食肉センター」との統廃合を行い、令和2年4月芳賀町に「とちぎ食肉センター」として供用を開始いたしました。

次に、2の「変更する都市計画の理由と内容」であります。新たな食肉センターの供用開始に伴い、本市の「と畜場」は役割を終え、令和2年3月に稼働を停止し、再稼働の見込みはありません。

このことから、本市の都市計画における「と畜場」としての位置付けを廃止する必要があるため、都市計画の変更を行うものであります。

次に、3の「スケジュール」であります。令和4年7月に「と畜場」周辺の自治会の方へ、事業の概要や都市計画手続き等に関する説明会を開催いたしました。

その後、都市計画法第17条に基づく「都市計画案の縦覧」について「広報うつのみや10月号」に掲載し、10月24日から2週間実施いたしましたところ、縦覧者、意見書の提出はありませんでした。

次に、裏面をご覧ください。

「宇都宮都市計画下水道の変更」についてであります。まず、1の「都市計画変更の理由」であります。宇都宮市の公共下水道につきましては、昭和33年3月31日に都市計画決定した後、安全で快適な都市環境の形成を目指し、効率的・効果的な下水道の整備を進めているところであります。

そのような中、「川田水再生センター」につきましては、本市下水処理人口の約6割に当たる下水処理を担っている施設であります。施設の老朽化に加え、耐震性や耐水性の確保などの課題を抱えており、また、機能不全時の代替施設も無いため、今後の老朽化対策を見据えながら、早急に耐震化や耐水化を図る必要があります。

このため、汚水処理を継続しながら、耐震化や耐水化を図り、恒久的に維持していくため、施設の建替えを含めた全体的な配置計画を検討した結果、現状の「川田水再生センター」の用地を拡張し、管理棟や沈砂池ポンプ棟、汚水処理施設などの整備を行う必要があることから、都市計画を変更するものであります。

ここで、前の画面をご覧ください。「補足資料1」をご説明いたします。

まず、「川田水再生センター」の概要であります。川田水再生センターにつきましては、緑色の着色で示しております。田川第2処理区の汚水処理を担う処理場で、運転開始は昭和53年度、処理人口は約26万人であります。

次に、「施設の現状と課題」であります。川田水再生センターにつきましては、被災による施設の停止リスクを解消するため、耐震化を行う必要があること、また、施設の老朽化が進行しているため、改築更新を行う必要があることが、課題として挙げられます。

そのため、「強靱化の方法」であります。先ほどの課題を踏まえ、「川田水再生センター」のうち、施設の運転を管理す

る中央監視設備などがある管理棟や、地下深くから流入した下水をくみ上げる沈砂池ポンプ棟などにつきましては、設備配置や施設能力確保の観点から、既存の施設の建替を「と畜場」の敷地を活用して行ってまいります。

また、汚水処理施設につきましては、耐震補強が可能な施設は補強を行い、困難な施設は建替を行ってまいります。

説明資料2の2ページにお戻りください。

次に、2「変更する都市計画の内容」であります。①「下水道の名称」につきましては、変更はありません。②「下水管渠」につきましては、まず、右上段の総括図をご覧ください。図面中央の赤文字で、「川田水再生センター」「南部幹線」「駅東幹線」それぞれの位置を示しております。

次に、右下段の新旧対照図をご覧ください。現状を青字、青い線で示しており、変更を赤字、赤い線及びオレンジの色で示しております。

下水道施設の新設等に伴いまして、接続箇所がこれまで、オレンジの丸で示している場所から図面の少し左の赤い丸で示している場所へ変更することから「南部幹線」につきましては約60m短くなり約2,580mから、約2,520mへ変更となります。

また、「駅東幹線」につきましては、約100m長くなるとともに、図面の上部赤く塗られている「と畜場」の敷地への下水道施設の新設に伴い、「駅東幹線」が約50m延長となり、現状の約2,630mから、約2,780mへ変更するものであります。

③「その他の施設」につきましては、隣接する「と畜場」の敷地を活用することとし、現状の敷地面積約9万7,200㎡から約13万9,300㎡へ変更するものであります。

ここで、前の画面「補足資料2」をご覧ください。

こちらは、「川田水再生センター」の配置平面図のイメージであります。

管理棟、汚泥棟、沈砂池ポンプ棟、汚水処理施設の新設に伴い、敷地の拡張及び下水管渠の変更を行うものであります。

説明資料2の2ページにお戻りください。

最後に、3「スケジュール」であります。都市計画の手

続きの経過といたしまして、変更する都市計画の素案を作成し、令和4年7月に「川田水再生センター」周辺の自治会の方へ、事業の概要や都市計画手続き等に関する説明会を開催いたしました。

その後、都市計画案の作成を行うため、「都市計画素案の縦覧」のお知らせを、広報うつのみや8月号に掲載し、令和4年8月22日から9月5日まで縦覧を実施したところ、縦覧者、意見申出書の提出はありませんでした。

また、公述希望が無かったため、公聴会は開催していません。

その後、都市計画法第17条に基づく「都市計画案の縦覧」について広報うつのみや10月号に掲載し、10月24日から2週間実施いたしましたところ、縦覧者、意見書の提出はありませんでした。

以上で、議案第2号、「宇都宮都市計画と畜場の変更」及び、議案第3号、「宇都宮都市計画下水道の変更」の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

長田議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

村田委員

川田水再生センターについて、新たな用地に汚水処理施設を整備することで、処理能力は変わるのですか。

下水道管理課長

外部用地への施設整備については、耐震性能の確保や、老朽化対策を主な目的としており、施設の建替えを行うものであるため、汚水処理能力は現状と変わりません。

村田委員

新たな用地に管理棟や沈砂池ポンプ棟などを整備した後、既存施設は撤去して更地になるのですか。その場合、新たな用地が発生するが、その活用方法の見込みはあるのですか。

下水道管理課長

例として、汚水処理施設は新たな用地に3系列整備していきますが、その後、既存3系列を撤去して空いた用地に3系

列整備し、老朽化が進行している施設の建替えを行っていきます。

このように、川田水再生センターは汚水処理を継続しながら施設の改築更新を行う必要があるため、施設を恒久的に維持できるよう既存施設の建替え用地として利用していきます。

藤原委員

新たな用地に整備する施設の配置は、と畜場での施設配置により制約を受けるですか。

下水道管理課長

施設の配置については、と畜場の施設配置により制約を受けるものではありません。

長田議長

他にございますか。無いようであれば、それぞれお諮りいたします。議案第2号について、「原案どおり異存なし」とすることでご異議ございませんか。

各委員

《異議なし》

長田議長

続きまして、議案第3号について「原案どおり異存なし」とすることでご異議ございませんか。

各委員

《異議なし》

長田議長

それでは、議案第2号及び議案第3号について、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

5. その他

長田議長

続きまして、その他に移りたいと思います。委員の皆様から何かございますか。
事務局から何かございますか。

事務局

ございません。

長田議長

特に無いようであれば、以上とさせていただきます。会の円滑な進行にご協力いただきありがとうございます。それ

6. 閉会

大根田書記

では、事務局にお返しします。

ありがとうございました。

次回の宇都宮市都市計画審議会ですが、令和5年1月30日に開催を予定しております。

詳細につきましては、改めて会議開催通知にてお知らせさせていただきます。

それでは、以上をもちまして「第91回宇都宮市都市計画審議会」を閉会いたします。ご審議ありがとうございました。